

○長野県自然環境保全条例施行規則

(昭和 54 年 9 月 25 日
規 則 第 3 0 号)

[沿革] 昭和58年3月17日規則第10号、59年3月29日第14号、61年3月31日第12号、平成元年3月27日第3号、3年12月24日第33号、7年11月30日第41号、8年3月25日第3号、12年3月30日第23号、12年12月25日第57号、15年8月25日第46号改正
平成16年3月25日規則第4号、平成17年3月31日規則第35号、平成17年9月20日規則第51号、平成21年3月31日規則第31号、平成23年3月31日規則第9号、平成24年3月22日規則第7号、平成25年9月12日規則第47号

長野県自然環境保全条例施行規則

題名改正 [平成8年規則3号]

長野県自然保護条例施行規則（昭和46年長野県規則第63号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 県自然環境保全地域（第2条―第21条）
 - 第3章 郷土環境保全地域（第22条―第28条）
 - 第4章 大規模開発調整地域（第29条―第31条）
 - 第5章 自然環境影響調査及び自然保護協定（第32条―第35条）
 - 第6章 雑則（第36条―第42条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
一部改正 [平成8年規則3号]

第2章 県自然環境保全地域

（県自然環境保全地域の最低面積等）

第2条 条例第7条第1項第1号の規則で定める面積は、100ヘクタールとする。

2 条例第7条第1項第2号の規則で定める面積は、50ヘクタールとする。

3 条例第7条第1項第3号及び第4号の規則で定める面積は、1ヘクタールとする。

4 条例第7条第1項第5号の規則で定める土地の区域は、植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域とし、同号の規則で定める面積は、1ヘクタールとする。

（県自然環境保全地域の指定等の案の公告）

第3条 条例第7条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 県自然環境保全地域の名称

(2) 県自然環境保全地域（区域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域

(3) 県自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第8条第4項において準用する条例第7条第3項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 保全計画の決定又は変更の案の概要

(2) 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

(公聴会)

第4条 知事は、条例第7条第5項（同条第8項及び条例第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、その期日の3週間前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、条例第7条第4項（同条第8項及び条例第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定により当該案件について異議のある旨の意見書を提出した者（以下本条において「異議ある者」という。）にその旨を通知するものとする。

- 2 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。
- 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の10日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出をした者のうちから公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の3日前までに、指定した者に対しその旨を通知するものとする。
- 5 公聴会においては、異議ある者又は前項の規定により指定された者以外の者は、意見を述べることができない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。
- 6 議長は、まず異議のある者その他意見を聴こうとする案件に対して異議のある者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。
- 7 公聴会において意見を述べる者が意見を聴こうとする案件に範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 8 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(保全のための施設)

第5条 条例第9条第1項の規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 管理上必要な歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設
- (2) 排水施設及び廃棄物処理施設
- (3) 植生復元施設、病害虫等除去施設、砂防施設及び防火施設
- (4) 給餌施設及び養殖施設

(保全事業の執行承認申請書)

第6条 条例第9条第2項の規定による保全事業の執行の承認の申請は、保全事業執行承認申請書（様式第1号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面等を添えなければならない。
 - (1) 施設の位置を明らかにした地形図
 - (2) 施設の付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真
 - (3) 施設の規模及び構造を明らかにした平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - (4) 工事に要する経費の内訳を記載した書類

(特別地区内における行為の許可申請書)

第7条 条例第10条第3項の規定による許可の申請は、特別地区内行為許可申請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面等を添えなければならない。
 - (1) 行為地の位置を明らかにした地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施工方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元を明らかにした図面

(特別地区内における許可を要しない木竹の伐採)

第8条 条例第10条第3項ただし書の規則で定める木竹の伐採は、保全計画において指定する方法により当該限度において行う木竹の伐採とする。

(特別地区内の行為の許可基準)

第9条 条例第10条第5項の規則で定める基準は、別表第1に掲げる行為の区分に従い、当該区分に掲げるとおりとする。

(非常災害の応急措置として行った行為等の届出書)

第10条 条例第10条第6項又は第8項の規定による届出は、特別地区内非常災害応急措置(行為着手済)届出書(様式第3号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第7条第2項各号に掲げる図面等を添えなければならない。ただし、条例第10条第6項の規定による届出の場合にあっては、第7条第2項第1号に掲げる図面を添えれば足りる。

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第11条 条例第10条第9項第2号の規則で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第12条 条例第10条第9項第3号の規則で定める行為は、別表第3に掲げる行為とする。

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第13条 条例第11条第3項第4号の規則で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第14条 条例第11条第3項第5号の規則で定める行為は、別表第4に掲げる行為とする。

(野生動植物の捕獲等の許可申請書)

第15条 条例第11条第3項第6号の規定による許可の申請は、野生動植物保護地区内動植物捕獲等許可申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、位置図及び捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

一部改正〔平成3年規則33号〕

(普通地区内における行為の届出書)

第16条 条例第12条第1項の規定による届出は、普通地区内行為届出書(様式第5号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第7条第2項各号に掲げる図面等を添えなければならない。

(普通地区内における工作物の基準)

第17条 条例第12条第1項第1号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 高さ10メートル又は床面積の合計200平方メートル
- (2) 道路 幅員2メートル
- (3) 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ30メートル
- (4) ダム 高さ20メートル
- (5) 送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ200メートル又は水平投影面積200平方メートル
- (6) その他の工作物 高さ10メートル又は水平投影面積200平方メートル

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第18条 条例第12条第6項第3号の規則で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

(普通地区内における届出を要しない行為)

第19条 条例第12条第6項第4号の規則で定める行為は、別表第5に掲げる行為とする。

(公共的団体)

第20条 条例第14条第1項の規則で定める公共的団体は、別表第6に掲げる団体とする。

(国等が行う行為の通知)

第21条 条例第14条第1項の規定による通知は、特別地区内において行う行為にあつては第7条の、野生動植物保護地区内において行う野生動植物の捕獲又は採取にあつては第15条の規定の例によるものとする。

第3章 郷土環境保全地域

(郷土環境保全地域の最低面積)

第22条 条例第15条第1項第1号の規則で定める面積は、3ヘクタールとする。

2 条例第15条第1項第2号の規則で定める面積は、1ヘクタールとする。

(郷土環境保全地域の指定の案の公告)

第23条 第3条第1項の規定は、条例第15条第3項において準用する条例第7条第3項の規定による郷土環境保全地域の指定の案の公告について準用する。

(公聴会)

第24条 第4条の規定は、条例第15条第3項において準用する条例第7条第5項の規定による公聴会の開催について準用する。

(郷土環境保全地域内における行為の届出書)

第25条 条例第17条第1項の規定による届出は、郷土環境保全地域内行為届出書(様式第5号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第7条第2項各号に掲げる図面等を添えなければならない。

(工作物の基準)

第26条 条例第17条第1項第1号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 高さ10メートル又は床面積の合計200平方メートル
- (2) 道路 幅員4メートル
- (3) 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ30メートル
- (4) ダム 高さ20メートル
- (5) 送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ200メートル又は水平投影面積200平方メートル
- (6) その他の工作物 高さ10メートル又は水平投影面積200平方メートル

(郷土環境保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第27条 条例第17条第2項第2号の規則で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

(郷土環境保全地域内における届出を要しない行為)

第28条 条例第17条第2項第3号の規則で定める行為は、別表第5に掲げる行為とする。

第4章 大規模開発調整地域

(大規模開発調整地域内における行為の基準)

第29条 条例第20条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 索道の建設 長さ200メートル
- (2) ゴルフ場その他の工作物の建設 面積1ヘクタール
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 面積1ヘクタール
- (4) 鉱物の掘採又は土石の採取 面積1ヘクタール

(5) 水面の埋立又は干拓 面積1ヘクタール

(大規模開発調整地域内における行為の届出書)

第30条 条例第20条第1項の規定による届出は、大規模開発調整地域内行為届出書（様式第5号）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第7条第2項各号に掲げる図面等を添えなければならない。

(大規模開発調整地域内における行為の制限の対象とならない公益上必要があると認められる行為)

第31条 条例第20条第2項第2号の規則で定める行為は、条例第20条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、ゴルフ場、スキー場、索道（スキーの用に供するものに限る。）、遊園地、ホテル・旅館等宿泊休憩施設若しくは運動競技場の建設又は別荘団地の造成以外の大規模開発行為とする。

第5章 自然環境影響調査及び自然保護協定

(自然環境影響調査を実施する区域)

第32条 条例第22条第1項の規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）の規定に基づき指定された国立公園又は国定公園の普通地域の区域
- (2) 長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）の規定に基づき指定された長野県立自然公園の普通地域の区域
- (3) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）の規定に基づき指定された自然環境保全地域の普通地区の区域

(自然環境影響調査を実施する行為の基準)

第33条 条例第22条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 索道の建設 長さ200メートル
- (2) スキー場の建設 面積1ヘクタール
- (3) その他の大規模開発行為 面積30ヘクタール

(自然環境影響調査の結果の届出書等)

第34条 条例第22条第1項の規定による届出は、自然環境影響調査結果届出書（様式第6号）を提出して行うものとする。

2 条例第22条第1項第4号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 当該行為の自然環境に与える影響の軽減措置
- (2) 他の方法によって当該行為の目的を達成し得る代替案が考えられる場合には、それらの代替案と当該行為との自然環境の保全の観点からの比較
- (3) 当該行為の総合的評価

(自然保護協定の締結を要する区域)

第35条 条例第23条の規則で定める区域は、第32条各号に掲げる区域とする。

第6章 雑則

(身分証明書)

第36条 条例第25条第2項又は条例第26条第4項の規定により当該職員の携帯する身分証明書は、様式第7号によるものとする。

(損失補償請求書)

第37条 条例第27条の規定による補償の請求（条例第12条第2項の規定による処分又は条例第26条第1項の規定による当該職員の行為によって受けた損失の補償の請求を含む。）は、

次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

- (1) 請求者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 請求の理由
- (3) 請求額の総額及びその内訳

（承認若しくは許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等）

第38条 条例第9条第2項の規定による承認を受けた行為、条例第10条第3項若しくは条例第11条第3項第6号の規定による許可を受けた行為又は条例第12条第1項、条例第17条第1項若しくは条例第20条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る承認若しくは許可の申請又は届出にあっては、第6条第2項、第7条第2項、第15条第2項、第16条第2項、第25条第2項又は第30条第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面等（以下本条において「添付図書」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

- 2 前項の変更に係る承認若しくは許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。
- 3 第1項に該当するもののほか、条例第9条第2項の規定による承認、条例第10条第3項若しくは条例第11条第3項第6号の規定による許可の申請又は条例第10条第8項、条例第12条第1項、条例第17条第1項若しくは条例第20条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

（教育又は学術研究として行う鉱物の掘採等の届出書）

第39条 別表第3の3の(4)又は別表第4の3の(2)の規定による届出は、教育又は学術研究として行う行為届出書（様式第8号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、位置図及び掘採し、若しくは採取する範囲又は捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

一部改正 [平成3年規則33号]

（自然環境の保全のために満たすべき要件）

第40条 条例第12条第2項（条例第18条及び条例第21条において準用する場合を含む。）に規定する自然環境の保全のため必要があると認めるときは、別表第7に掲げる要件が満たされていないときとする。ただし、同表の2に掲げる要件は、次の各号に掲げる行為については適用しない。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定により知事の許可を必要とする行為
- (2) 森林法第26条の規定により保安林の解除を必要とする行為

（標識の設置）

第41条 大規模開発行為を行う者は、当該行為地の見易い場所に標識（様式第9号）を設置しなければならない。

（書類の経由）

第42条 条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、行為地を管轄する地方事務所の長を経由しなければならない。ただし、第4条第3項の規定による届出書については、この限りでない。

一部改正 [昭和61年規則第12号・平成元年3号・12年23号・15年第46号・16年4号・17年51号・21年31号]

附 則

この規則は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月17日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月29日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行により新たに任命される自然保護指導員の任期は、長野県自然保護条例施行規則第39条の規定にかかわらず昭和60年5月15日までとする。

附 則 (昭和61年3月31日規則第12号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月27日規則第3号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月24日規則第33号)

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年11月30日規則第41号)

この規則は、平成7年12月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第3条の規定による改正前の長野県自然保護条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、同条の規定による改正後の長野県自然環境保全条例施行規則(次項において「新規則」という。)の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第46条の規定により設置されている標識は、新規則第46条の規定により設置された標識とみなす。

附 則 (平成12年3月30日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日規則第57号抄)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成15年8月25日規則第46号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第35号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 20 日規則第 51 号)
この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。(後略)

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日規則第 31 号)
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日規則第 9 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 22 日規則第 7 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 9 月 12 日規則第 47 号)
この規則は、公布の日から施行する。

(別表第1)(第9条関係)

特別地区内の行為の許可基準

1 工作物を新築すること。

(1) 仮設の工作物((3)に掲げるものを除く。)

ア 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

イ 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(2) 地下に設ける工作物((3)に掲げるものを除く。)

当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3) 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備

イ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設

ウ 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設

エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

オ 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物(住宅を除く。)

カ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設

キ 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道(以下10及び別表第3の8を除き「道路」という。)であつて、自動車のみ交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

ク 道路を管理するための建築物

ケ 鉄道、軌道又は索道

コ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物(これらに付帯する建築物を含む。)

サ 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設

シ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物

ス 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系(その支持物を含む。)

セ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)

ソ 教育又は試験研究を行うための工作物

タ 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設

チ 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路

ツ 送水管、ガス管その他これらに類する工作物

テ 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令(昭和20年勅令第719号)の規定による宗教法人のこれに相当する工作物

ト 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物

ナ 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物(住宅を除く。)

ニ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により

- 指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物
- ヌ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物
- ネ アからエまで、カ及びケ又はサからツまでに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物
- ノ 条例第 10 条第 3 項の規定による許可を受けた行為（条例第 14 条第 1 項後段の規定による通知に係る行為を含む。）を行うための工作物
- (4) (1)、(2)又は(3)に掲げる建築物以外の建築物（以下この(4)において「普通建築物」という。）
- ア 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。
- (ア) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して 6 月前において現に建築物の敷地であつた土地
- (イ) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地
- (ウ) 現に存する建築物の敷地である土地
- (エ) (ア)又は(イ)の土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）
- イ 当該普通建築物の高さが、10 メートル（当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが 10 メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ）を超えないこと。
- (ア) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合
- (イ) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前 6 月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合
- (ウ) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合
- ウ 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいい、同令第 1 条第 2 号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。）の合計が、200 平方メートル（当該新築が、イの(ウ)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計）を超えないこと。ただし、当該新築がアの(ア)又は(イ)の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。
- エ 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (5) (1)、(2)又は(3)に掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）
- ア 当該工作物の高さが、10 メートルを超えず、かつ、水平投影面積が 200 平方メートルを超えないこと。
- イ 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 2 工作物を改築すること。
- (1) 仮設の工作物（(3)に掲げるものを除く。）
- ア 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- イ 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (2) 地下に設ける工作物（(3)に掲げるものを除く。）

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3) 1の(3)に掲げる工作物

当該改築の方法及び改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(4) (1)、(2)又は(3)に掲げる建築物以外の建築物（以下この(4)において「普通建築物」という。）

ア 当該改築後の普通建築物の高さが、10メートル（改築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

イ 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(5) (1)、(2)又は(3)に掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

ア 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。

イ 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

3 工作物を増築すること。

(1) 仮設の工作物（(3)に掲げるものを除く。）

ア 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

イ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(2) 地下に設ける工作物（(3)に掲げるものを除く。）

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3) 1の(3)に掲げる工作物

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(4) (1)、(2)又は(3)に掲げる建築物以外の建築物（以下この(4)において「普通建築物」という。）

ア 当該増築後の普通建築物の高さが、10メートル（増築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

イ 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

(ア) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地

(イ) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

ウ 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(5) (1)、(2)又は(3)に掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

ア 当該増築後の工作物の高さが、10メートル（増築前の工作物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ）を超えず、かつ、水平投影面積が、200平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。

イ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

4 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- (1) 土地を開墾すること。
- (2) 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。
- (3) 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。
- (4) 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。
- (5) 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

5 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- (1) 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。
- (2) 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。
- (3) 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (5) 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

6 水面を埋め立て、又は干拓すること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

7 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

8 木竹を伐採すること。

当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

9 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

10 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

11 次に掲げる行為

1から10までの規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- (1) 災害の防止のために必要やむを得ない行為
- (2) 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

一部改正〔平成3年規則33号・7年41号・12年23号・17年35号・23年9号〕

(別表第2)(第11条、第13条、第18条、第27条関係)

特別地区内、普通地区内及び郷土環境保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為

- 1 砂防法第1条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。
- 2 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。
- 3 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 5 道路法第2条第1項に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- 6 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- 7 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 8 1から7までに掲げる行為に附帯する行為

一部改正〔平成3年規則33号〕

(別表第3)(第12条関係)

特別地区内における許可等を要しない行為

1 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

- (1) 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
- (2) 砂防法第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- (3) 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標を設置すること。
- (4) 道路(道路法第2条第1項に規定する道路を除く。)を改築すること(舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- (5) 信号機、防護さく、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)
- (6) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- (7) 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
- (8) 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- (9) 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- (10) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること(改築又は増築後において高さが20メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)
- (11) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。
- (12) 送水管、ガスパイプ、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- (13) 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
- (14) 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。
- (15) 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(アからウまで又はクに掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後においてアからウまで又はクに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)
 - ア 高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下であるきん舎又は畜舎
 - イ 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの
 - ウ 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
 - エ 旗ざおその他これに類するもの
 - オ 門、塀、給水設備又は消火設備
 - カ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備
 - キ 地下に設ける工作物(建築物を除く。)
 - ク 高さが5メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)
- (16) 条例第10条第3項の規定による許可を受けた行為(条例第14条第1項後段の規定による通知に係る行為を含む。)又はこの表の1から9までに掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。
- (17) 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

- 2 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
 - (1) 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - (2) 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 5 条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。
 - (3) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。
 - (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ知事に届け出たもの（国立又は公立の大学にあつては知事に通知したもの）に限る。）。
- 4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
 - (1) 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (2) 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (3) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 5 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの
 - (1) 建築物の存する敷地内において、高さ 10 メートル以下の木竹を伐採すること。
 - (2) 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。
 - (3) 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 - (4) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - (5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
- 6 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- 7 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの
 - (1) 砂防法第 1 条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。
 - (2) 森林法第 41 条第 1 項又は第 3 項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排水すること。
 - (3) 地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (4) 河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (6) 下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、同条第 4 号に規定する流域下水道若しくは同条第 5 号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
 - (7) 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。
 - (8) 建築基準法第 31 条第 2 項に規定するし尿浄化そう（建築基準法施行令第 32 条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
- 8 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの
 - (1) 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第 2 条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

- (2) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (3) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (5) 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (6) 土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (7) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）。

9 1から8までに掲げるもののほか、次に掲げる行為

- (1) 森林法第25条第1項若しくは第25条の2第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1項第1号に規定する事業又は工事を実施する行為
- (2) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- (3) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - イ 用排水施設（幅員2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - ウ 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - エ 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
 - オ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - カ 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。
- (4) 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為
- (5) 学校教育法第1条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為
- (6) 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）
- (7) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第5条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第4条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における、高さが13メートルを超え、又は水平投

影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

- (8) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (9) 工作物の修繕のための行為

10 1から9までに掲げる行為に附帯する行為又は条例第10条第3項第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第25条の2第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第10条第3項第6号に掲げる行為で第8条に規定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

一部改正 〔平成3年規則33号・12年23号・57号・17年35号・23年9号〕

(別表第4)(第14条関係)

野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為

- 1 別表第3の1、同表の5の(2)から(5)まで、同表の9の(1)から(6)まで、同9の(8)又は同9の(9)に掲げる行為(同表の1又は同表の9の(3)に掲げる行為にあっては、工作物を新築することを除く。)
- 2 第8条に規定する木竹の伐採
- 3 1及び2に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - (1) 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為(あらかじめ知事に通知したものに限る。)
 - (2) 学校教育法第1条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為(あらかじめ知事に届け出たもの(国立又は公立の大学にあっては知事に通知したもの)に限る。)
 - (3) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。
 - (4) 建築物の存する敷地内で行う行為
- 4 1から3までに掲げる行為に附帯する行為
一部改正〔平成3年規則33号〕

(別表第5)(第19条、第28条関係)

普通地区及び郷土環境保全地域内における届出を要しない行為

1 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

- (1) 別表第3の1に掲げるもの(同表の1の(12)、(15)及び(16)に掲げるものを除く。)
- (2) 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。
- (3) 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。
- (4) 幅員が4メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)
- (5) 条例第12条第1項又は条例第17条第1項の規定による届出(条例第14条第2項(条例第18条において準用する場合を含む。))の規定による通知を含む。)を了した行為(条例第12条第2項(条例第18条において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反せず、かつ、同条第4項(条例第18条において準用する場合を含む。))の期間を経過したものに限る。)、この表の1から7までに掲げる行為又は第17条若しくは第26条各号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築(改築又は増築後において当該各号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

2 土地の形質を変更することであつて次に掲げるもの

- (1) 別表第1の4の(2)から(4)までに掲げるもの
- (2) 第17条又は第26条各号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において当該各号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。
- (3) 面積が200平方メートルを超えない土地の形質の変更で、高さが2メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

3 鉱物を掘採し、又は土砂を採取することであつて次に掲げるもの

- (1) 別表第1の5の(2)から(5)までに掲げるもの
- (2) 当該行為の行われる土地の面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが2メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

4 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、面積が200平方メートルを超えないもの

5 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

- (1) 特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (2) 特別地区内が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築、又は増築に着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

6 1から5までに掲げるもののほか、次に掲げる行為

- (1) 水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- (2) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

ア 住宅又は高さが10メートルを超え、若しくは床面積の合計が500平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

イ 用排水施設（幅員が4メートル以下の水路を除く。）又は幅員が4メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が、4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

ウ 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

エ 宅地を造成すること。

オ 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。）。

カ 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）。

- (3) 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為
- (4) 別表第3の9の(4)から(9)までに掲げる行為（同表の9の(6)に掲げる行為にあっては、建築物の新築を含む。）
- (5) 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。）

7 1から6までに掲げる行為に附帯する行為

一部改正〔平成3年規則33号〕

(別表第6)(第20条関係)

公共的団体

独立行政法人都市再生機構 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水資源機構 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 日本下水道事業団 長野県住宅供給公社 長野県道路公社 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第3章に規定する土地開発公社 社団法人信州・長野県観光協会 財団法人長野県農業開発公社 社団法人長野県林業公社

一部改正〔昭和58年規則10号・平成3年33号・12年23号・23年9号〕

(別表第7)([第40条](#)関係)

普通地区、郷土環境保全地域及び大規模開発調整地域内の届出に係る行為の満たすべき要件

- 1 当該行為が、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないものであるとともに、必要に応じ自然環境の回復のための措置が講じられているものであること。
- 2 当該行為が、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないとともに、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 3 当該行為に起因して発生する水質の汚濁、騒音、悪臭等により地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれが少ないものであること。
- 4 道路の建設にあつては、土地の形質の変更を必要最小限にとどめるとともに、周辺の自然環境の保全のため必要な安全施設等が整備されているものであること。
- 5 ゴルフ場の建設にあつては、当該区域内の周辺部に樹林を確保するとともに、防災施設の設置を先行させ、地形、地質に応じ、順次コースの造成を行うものであること。
- 6 スキー場又は索道の建設にあつては、雪崩の発生又は流下の危険性が大きいと判断される地域が含まれないものであるとともに、林間コースの設定等自然環境の保全のために必要な措置が講じられているものであること。
- 7 別荘団地の造成にあつては、1区画の面積は1,000平方メートル以上であること。

一部改正〔平成3年規則33号・[24年7号](#)〕

(様式第1号) (第6条関係)

保全事業執行承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

市町村長



長野県自然環境保全条例第9条第2項の規定により、 県自然環境保全地域内において、下記のとおり保全事業を執行することを承認してください。

記

- 1 保全事業の種類
- 2 施設の位置
- 3 施設の規模及び構造
- 4 施設の管理又は運営方法の概要
- 5 工事の施行に要する経費の総額及びその調達方法
- 6 着手予定日 年 月 日
- 7 完了予定日 年 月 日
- 8 関連工事の概要等

一部改正〔平成8年規則3号〕

(様式第2号) (第7条関係)

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者の住所及び氏名 ⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

長野県自然環境保全条例第10条第3項の規定により、県自然環境保全地域特別地区内において、下記の行為を行うことを許可してください。

記

- 1 行為の種類
- 2 目的
- 3 場所
- 4 行為地及びその付近の状況

(木竹の伐採の場合)

- (1) 地形
- (2) 林況
 - ア 林種
 - イ 樹種
 - ウ 林齢
 - エ 森林全面積
 - オ 総蓄積
- (3) その他

(水位又は水量の増減の原因となる行為の場合)

- (1) 地形
- (2) 水位(水量)
- (3) 水の利用状況
- (4) その他

(その他の行為の場合)

- (1) 地形
- (2) 植生
- (3) その他

- 5 施行方法等

(工作物の新築、改築又は増築の場合)

- (1) 工作物の種類
- (2) 敷地面積
- (3) 規 模
- (4) 主要材料
- (5) 外部の仕上及び色彩
- (6) 関連行為（支障木の伐採、仮設物の設置等）の概要
- (7) 施行後の周辺の取扱い

(土地の形質の変更の場合)

- (1) 形質変更の原因となる行為
- (2) 変更する面積
- (3) 工事の方法
- (4) 変更後の形質
- (5) 関連行為の概要
- (6) 変更後の取扱い

(鉱物の掘採又は土石の採取の場合)

- (1) 鉱物（土石）の種類
- (2) 掘採（採取）の方法
- (3) 掘採（採取）量
- (4) 掘採（採取）設備
- (5) 土地の形質変更をする面積
- (6) 掘採（採取）後の土地の形質
- (7) 関連行為の概要
- (8) 掘採（採取）跡地の取扱い

(水面の埋立又は干拓の場合)

- (1) 埋立（干拓）面積
- (2) 工事の方法
- (3) 関連行為の概要
- (4) 埋立（干拓）後の取扱い

(水位又は水量に増減を及ぼさせる行為の場合)

- (1) 水位（水量）の増減の原因となる行為
- (2) 水位（水量）の増減の及ぶ範囲
- (3) 水位（水量）の増減を及ぼす時期及び量
- (4) 設備の概要

(木竹の伐採の場合)

- (1) 伐採の方法
- (2) 伐採する樹種
- (3) 伐採する面積
- (4) 伐採する木竹の平均樹齡
- (5) 伐採する木竹の平均胸高直径
- (6) 伐採材積
- (7) 伐採材積歩合
- (8) 伐採設備（索道、貯木場等を含む。）
- (9) 伐採跡地の取扱い

(汚水等の排出の場合)

- (1) 指定湖沼（湿原）名
- (2) 汚水等の種類及び原因
- (3) 汚水等の処理施設の種類、規模及び能力
- (4) 汚水等の水質
- (5) 排出の時期及び量
- (6) 指定水域等への排出方法

(車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の場合)

- (1) 車馬（動力船、航空機）の種類及び数
- (2) 使用（着陸）範囲及び面積
- (3) 使用（着陸）方法

6 着手予定日 年 月 日

7 完了予定日 年 月 日

8 他法令による手続の状況等

(備考) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略
することができる。

一部改正〔平成3年規則33号・8年3号・12年23号〕

(様式第3号) (第10条関係)

特別地区内非常災害応急措置 (行為着手済) 届出書

年 月 日

長野県知事

殿

届出者の住所及び氏名 ⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

県自然環境保全地域特別地区内において非常災害のために、下記のとおり必要な措置をしました。

(県自然環境保全地域特別地区が指定された際、下記の行為に着手してました。)

記

(様式第2号の様式に同じ。)

(備考) 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を自署する場合には、押印を省略することができる。

一部改正〔平成12年規則23号〕

(様式第4号) (第15条関係)

野生動植物保護地区内動植物捕獲等許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者の住所及び氏名 ⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

長野県自然環境保全条例第11条第3項第6号の規定により、 県自然環境保全地域
野生動植物保護地区内において野生動(植)物の捕獲(殺傷、採取、損傷)を行うことを許
可してください。

記

- 1 目的
- 2 場所
- 3 行為地及びその付近の状況
- 4 捕獲(殺傷、採取、損傷)する動(植)物の種類及び数量
- 5 捕獲(殺傷、採取、損傷)方法
- 6 着手予定日 年 月 日
- 7 完了予定日 年 月 日

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略
することができる。

一部改正〔平成3年規則33号・8年3号・12年23号〕

(様式第5号)(第16条、第25条、第30条関係)

普通地区(郷土環境保全地域、大規模開発調整地域)内行為届出書

年 月 日

長野県知事 殿

行為者の住所及び氏名 ⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

県自然環境保全地域普通地区(郷土環境保全地域、大規模開発調整地域)内において、下記の行為をします。

記

(様式第2号の様式に同じ。)

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

一部改正〔平成12年規則23号〕

(様式第6号)(第34条関係)

自然環境影響調査結果届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者の住所及び氏名 ⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

県自然環境保全地域普通地区(郷土環境保全地域、大規模開発調整地域、
国立(定)公園普通地域 県立公園普通地域、 自然環境保全地域普通地区)内 について実施した自然環境影響調査の結果は、下記のとおりです。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の規模
- 3 調査の結果

(1) 当該行為の影響が及ぶ地域の自然の現況及び特質

ア 特異な自然現象

イ 気象

(ア) 気温

(イ) 降水量

ウ 地形

(ア) 地形分類

(イ) 傾斜分布

(ウ) 土地の安定性

(エ) 特異な地形

エ 表層地質等

(ア) 表層地質

(イ) 地質構造

(ウ) 土地の安定性

(エ) 特異な地質

オ 植物

(ア) 生育種名

(イ) 群落分布状況及び群落組成

(ウ) 貴重な種、群落又は植生の分布状況、植生、植物社会学的特性、遷移過程等

(エ) 植生のもつ保全機能

カ 動物

(ア) ほ乳類及び鳥類

a 生息状況

b 貴重種その他重要種の生息環境特性

(イ) 昆虫類、は虫類、両生類、魚類

a 生息状況

b 貴重種その他重要種の生息環境特性

(ウ) その他特殊な動物

a 生息状況

b 貴重種その他重要種の生息環境特性

キ 陸水

(ア) 河川の流量及び形状

(イ) 湖沼の状況

(ウ) 生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）、透明度等汚濁の状況

(エ) 水生生物の種類

ク 自然景観

(ア) 行為地及びその周辺の自然景観の状況

(イ) 行為地及びその周辺における主要展望地点の有無及び位置

(ウ) 主要展望地点の利用状況

ケ レクリエーション利用

(ア) 行為地及び行為地周辺の主要なレクリエーション地域の状況

(イ) 行為地及び行為地周辺の利用施設の位置、規模及び利用状況

(2) 雪崩の発生の可能性の調査（索道又はスキー場の建設の場合に限る。）

ア 気象

(ア) 天気

(イ) 風向及び風速

(ウ) 降雪量及び積雪量

(エ) 雪質

(オ) 雪庇、亀裂の状況

イ 過去における雪崩の発生状況

(3) 当該行為の自然環境に及ぼす影響の内容及び程度

ア 特異な自然現象の改変の程度及び内容

イ 地 形

- (ア) 地形の改変の程度及び内容
- (イ) 土地の安定性の変化の程度
- (ウ) 特異な地形の改変の程度及び内容

ウ 地 質

- (ア) 表層地質の改変の程度及び内容
- (イ) 土地の安定性の変化の程度
- (ウ) 特異な地質の改変の程度及び内容

エ 植 物

- (ア) 植生の消滅の有無及び改変の程度及び内容
- (イ) 貴重な種、群落又は植生の消滅の有無及び改変の程度
- (ウ) (ア)及び(イ)に関して改変地域の周辺の植生等に及ぼす影響
- (エ) 保全機能の変化の程度及び内容

オ 動 物

- (ア) 貴重種、その他重要種の生息環境の消滅の有無及び改変の程度
- (イ) (ア)に関して改変地域の周辺の貴重種その他重要種の生息環境に及ぼす影響

カ 陸 水

- (ア) 河川の流量及び流況の改変の程度及び内容
- (イ) 湖沼の改変の程度及び内容
- (ウ) 水質（BOD 又は COD、透明度等）の変化
- (エ) 水生生物の損耗の有無及び種類等の変化の程度

キ 自然景観

- (ア) 主要展望地点からの眺望に与える影響
- (イ) 主要景観の醸し出す雰囲気を与える影響

ク レクリエーション利用

レクリエーション地域及び利用、施設の消滅の有無及び改変の程度並びに利用状況の変化

(4) 雪崩の発生の予測（索道又はスキー場の建設の場合に限る。）

- ア 気象、地形、表層地質及び植生の現況の特性から雪崩の発生のおそれのある危険箇所の有無及び程度
- イ 地形、表層地質及び植生の改変により雪崩の発生のおそれのある危険箇所の有無及び程度

(5) 当該行為がもたらす社会経済的効用

- ア 公共施設（学校、病院、鉄道、道路等）の現況及びそれらに与える効果

イ 雇用状況に与える効果

ウ 地域経済に与える効果

(6) 当該行為の自然環境に与える影響の軽減措置

(7) 評価

ア 代替案が考えられる場合には、その概要及び代替案と当該行為を比較した結果

イ 総合的評価

(8) 調査者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(備考) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる。

一部改正〔平成12年規則23号〕

(様式第7号) (第36条関係)

第	号				
			(所 属)		
			職 名	氏 名	
		長野県自然環境保全条例に基づく職員証			
					年 月 日交付
					(有効期間1年)
		長野県知事		印	

一部改正 [平成8年規則3号・[24年9号](#)]

(様式第8号) (第39条関係)

教育又は学術研究として行う行為届出書

年 月 日

長野県知事 殿

大学の所在地及び名称並びに代表者の氏名

㊟

長野県自然環境保全条例施行規則別表第3の3の(4) (別表第4の3の(2))の規定により、
県自然環境保全地域特別地区(野生動植物保護地区)内において、下記の行為を
します。

記

- 1 行為の種類
- 2 目的
- 3 場所
- 4 行為地及びその付近の状況
- 5 鉱物又は土石(野生動植物)の種類及び数量
- 6 施行方法
- 7 着手予定日 年 月 日
- 8 完了予定日 年 月 日

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略
することができる。

一部改正〔平成8年規則3号・12年23号・[24年9号](#)〕

(様式第9号) (第41条関係)

標 識

長野県自然環境保全条例により届出（許可）済					
行 為 者	住 所（主たる事務所の所在地及び名称）				
	電話番号				
	氏 名（代表者の氏名）				
行 為 種 別					
工 期	着手	年	月	日	
	完了予定	年	月	日	
地 域 名					
届出（許可）年月日	年	月	日		

(注) 標識の大きさは、縦30センチメートル以上、横45センチメートル以上とすること。

一部改正〔平成8年規則3号・[24年9号](#)〕